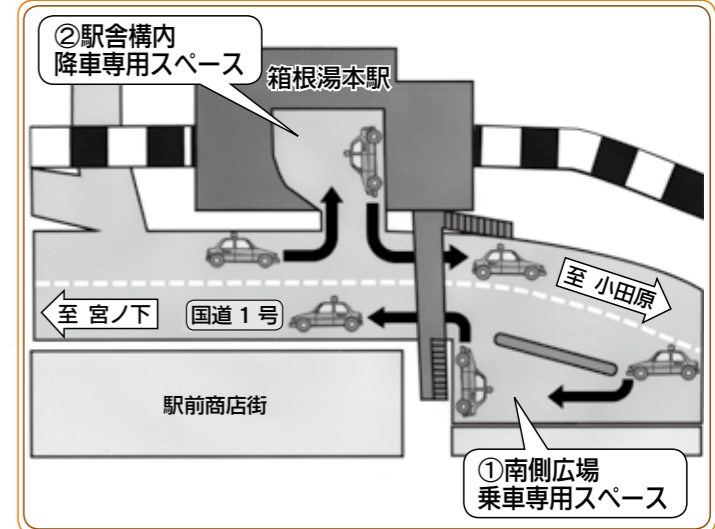


箱根湯本駅前の  
タワシー乗降分離が始まりました！

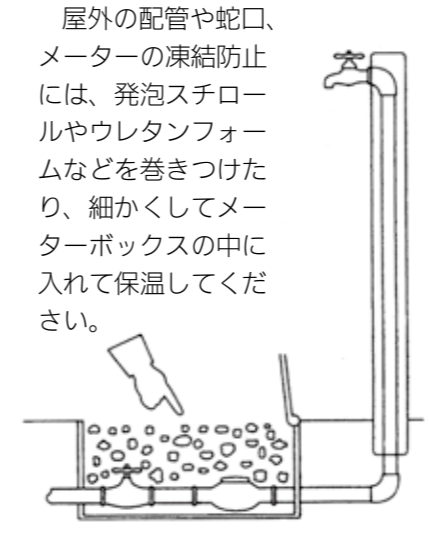
現在、県・町・箱根登山鉄道(株)の3者が一体となつて、箱根湯本駅周辺の整備を進めています。12月から、箱根湯本駅前のタクシー乗降場が変更されました。タクシー利用者の乗り換えにおける利便性を向上させ、また、タクシーの国道1号の右折をなくすことによる交通渋滞の緩和を図ります。



①南側広場 乗車専用スペース  
②駅舎構内 降車専用スペース  
照会先 都市整備課 ☎85-95566

水道管にも冬の準備を

凍結防止には、次のような方法があります



照会先 上下水道温泉課 ☎85-9569

南足柄市、箱根町の  
連絡道路について  
意見を募集！

県と2市5町(小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町)による研究会において、県西地域全体を見据えた広域的な観点から、南足柄市と箱根町を連絡する道路について、検討を進めています。今回は、7月に実施した第1回目の意見募集の結果をお知らせするとともに、5つの連絡道路のルート・構造(案)を示し、意見を募集します。

詳細は、県ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/doroseibi/douro/nanhako.html>)または12月10日号の「回覧まちだより」をご覧ください。  
意見募集期限 平成22年1月15日(金)  
なお、平成22年1月7日(木)から1月15日(金)まで、役場住民ホールで、パネル展示などを行う予定です。  
照会先 都市整備課 ☎85-95566

国民年金の保険料は納めましたか？

国民年金の第1号被保険者の方(自営業者や学生など)は、社会保険庁から送付される納付書で保険料を納めることになっています。

保険料(ひと月あたり)

|       |            |
|-------|------------|
| ・定額   | 額 1万4,600円 |
| ・4分の3 | 1万1,000円   |
| ・半額   | 7,330円     |
| ・4分の1 | 3,670円     |

注意 毎月の保険料は翌月末が納付期限ですが、納付期限から2年を過ぎると納めることができません。将来の年金額に影響します。

また、4分の3免除・半額免除などを承認された場合、残りの保険料を納めないで未納期間となってしまうので、注意してください。

なお、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間は、10年以内であれば、追納することができます。将来の年金額を増やすためにも追納をお勧めします。追納の保険料は、経過した年数に応じて加算がつかず、2年以内であれば加算がつかずきません。

※社会保険庁が解体し、平成22年1月1日(金)から、「日本年金機構」がスタートします。社会保険事務所の名称も「年金事務所」に変わります。

照会先 小田原社会保険事務所 ☎0465-22-1394



神奈川県最低賃金改正のお知らせ  
「必ずチェック最低賃金！」  
使用者も 労働者も

神奈川県最低賃金は、県内の事業所で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。ただし、次の賃金は、最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ・臨時に支払われる賃金
  - ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
  - ・時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 照会先 小田原労働基準監督署 ☎0465-22-7151

箱根町地域包括支援センター  
高齢者のことなら何でも相談してください

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士・看護師の専門職が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられよう支援しています。

介護や健康のこと、大切な財産や権利を守るなど、日常生活に関する相談・心配・悩みなどは一人で抱え込まずに、まずは相談してください。

- ※相談は無料です。
- ・要介護認定の申請を頼みたい
  - ・体の機能に不安がある
  - ・今の健康を維持したい など
  - ・権利を守ること
  - ・財産管理に自信がなくなった
  - ・虐待を受けている人がいる
  - ・悪質な訪問販売の被害にあった など

「わざわざ相談し」  
・近所の一人暮らしの高齢者が心配 など  
照会先 地域包括支援センター(さくら館2階 箱根町社会福祉協議会内) ☎86-0006

景観かわら版 第4回

●「もてなしの心」を景観で表現してみよう！  
当町は恵まれた自然や豊かな温泉資源を基盤に、国内有数の観光地として発展してきました。その背景には、以前から「もてなしの心」を持って観光客の皆さんを迎え入れてきたことが挙げられます。

この「もてなしの心」は、これまで皆さんが築きあげてきた町の景観づくりにもいえることなのです。  
「もてなしの心」と景観—これは、一見関係ないように思いますが「もてなしの心」を景観づくりで表現してきたからこそ、今日の町の姿があるということができます。

皆さんは風景を見ている時、さまざまな感想を抱いていると思います。それは、風景を情報として認識し、頭でその風景について考えているのです。そして、人は自分を大事にしてくれる場所を歓迎します。これは景観についてもいえると考えられます。花が飾られていたり、花壇やベンチなどの休憩スペースが設置されていたりすると、「入りやすそうなお店だな」と感じることはありませんか。また、こみが落ちていないきれいな道を選んで歩いたりすることはありませんか。それは、自分を大事にしてくれているのではないかとつまずり、もてなしにくれているということを認識しているからとも言えます。

もてなしの心を表現していきましょう。



健康 食育はこね21  
飲酒は楽しく適量に

12月に入りこれから年末年始にかけて、忘年会や正月、新年会など何かと酒を飲む機会が多くなります。

家族や友人と楽しく飲む「適量」の酒は、人間関係をより円滑にし、また、血行を促進し食欲不振やストレスの解消にも効果があると言われています。しかし、多量飲酒が続くと、脂肪肝などの肝機能障害やがんなどにつながります。



楽しく ほどほどに

「深夜までの飲酒に注意」  
アルコールが入ると、時間に対して深夜までの飲酒は、深酒につながり体調を崩す原因になります。時間や量を決めて飲みましょう。

「食べながらの飲酒を」  
空腹での飲酒は、アルコールの回りを早めるので、食べながら飲むことが良いと言われています。おつまみは、油や塩分の少ないものをおすすめです。飲酒が原因となる事件や事故が、たびたび報告されています。飲酒を心がけましょう。

毎月16日は「食育の日」